

2023年8月7日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
内閣官房長官 松野 博一 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 九後 健治

2023年人事院勧告の取扱い等に関する要求書

人事院は8月7日、官民の給与較差にもとづき国家公務員の本俸を3,869円、0.96%、一時金を0.1月引き上げるなどの2023年人事院勧告を国会と内閣に対して行いました。

昨年につづく給与改善勧告となったものの、物価高騰が相次ぐもと、物価上昇分にも満たず、生活改善には不十分な額です。また、頻発する自然災害への対応をはじめ、歴史的な物価高騰、長引くコロナ禍において国民のいのちや暮らし、権利を守るために日々奮闘する職員の労苦に応えるものにもなっておらず、極めて不満な内容です。

また、常勤職員と同様に職場を支えている再任用職員の処遇改善も極めて不十分であり、非常勤職員の課題について若干言及はあるものの、具体的な改善措置には触れていません。政府は「骨太方針2023」に「同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促す」とかかげていることに鑑みれば、国の職場においても安定雇用と均等・均衡待遇の実現にむけて抜本的な改善措置を講じるべきです。

他方、「フレックスタイム制」のさらなる柔軟化などについて勤務時間の改定に関する勧告も行われましたが、良質で安定した公務・公共サービスを提供していくためには増員をはじめとする人的体制の拡充が欠かせません。

以上のことから、下記の要求事項について、誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

1. 賃金の改善等について

- (1) 2023年人事院勧告・報告の取り扱いにあたっては、国公労連との交渉に基づく合意のもとで決定すること。
- (2) 官民較差に基づく給与・処遇の改善をはかるため、改善部分を早期に実施すること。

2. 長時間労働の是正等について

- (1) 長時間労働を是正するため、増員によって業務量に見合った要員を確保すること。
- (2) それぞれの職場実態にあわせた客観的な勤務時間管理を導入・推進し、その徹底をはかること。そのうえで、月45時間・年間360時間とする超過勤務の上限規制を徹底すること。
- (3) 窓口受付時間設定、勤務間のインターバル確保などの措置を講じること。

3. 両立支援制度等について

職場実態に則して両立支援制度を拡充するとともに、十分に制度活用ができるよう職場環境を改善すること。

4. 健康・安全確保等について

- (1) パワーハラスメントをはじめ、すべてのハラスメント根絶にむけ体制の確保など、具体的な対策を講じること。
- (2) 障がいの有無にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境・設備を整備すること。

5. 非常勤職員の適切な処遇の確保について

- (1) 恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員の常勤化・定員化、無期転換制度の導入、更新に係る公募要件の撤廃などで雇用の安定をはかること。
- (2) 非常勤職員の賃金改善、休暇制度の拡充、生活関連手当等を支給するなど労働条件を改善し、常勤職員との不合理な格差を解消すること。

6. 定年の引き上げをはじめとする高齢期雇用について

- (1) 定年年齢の引上げに伴って必要となる定員・級別定数は十全に確保すること。
- (2) 再任用制度について、定員・定数の確保をはじめ希望者全員のフルタイム任用を保障すること。また、給与水準引き上げ、生活関連手当等の支給をはじめ、労働条件を改善し、常勤職員との不合理な格差を解消すること。

7. 労働条件・業務関連予算等について

- (1) テレワークの実施にかかる費用は本人に負わせないよう必要な予算を措置すること。
- (2) 災害時において通勤手段の変更や宿泊が必要になった場合などに、通勤手当の柔軟な運用をはじめ、自己負担が生じないよう、必要な措置を講じること。

8. 独立行政法人制度等について

独立行政法人等の賃金決定に対する不当な介入・干渉を行わないこと。

9. 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

ILO勧告を真摯に受け止め、早急に国公労連との具体的協議を開始し、憲法とILO勧告に沿った労働基本権の全面回復と民主的公務員制度を確立すること。

以 上